

*お下 クゲ たくさん あっかん な * 放の台』会員募集中

メンバーズカード 部日報行

年会費3,000円圖

1ラウンドプレー 料金がおトクになります!

★入会日より友の会割引

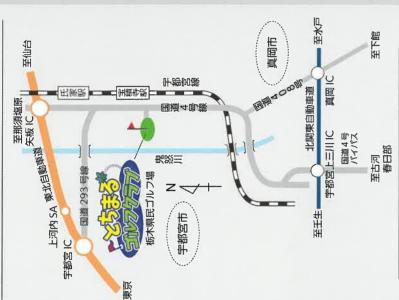
お問い合わせください。 ご用意しております。 その他各種プランを 詳しくはゴルフ場に

ノロントにて随時数付中! (当日から有効、受付時にお申し付けください)

★ハンディキャップが取得できます。

★月例会に参加できます。

Access



お車をご利用の方

- ●国道4号線沿い(栃木県高根沢町)にあります。
 - 小関東自動車道
- ・上三川に、真岡により、それぞれ20分 東北白動車道

・上河内SA、矢板ICより、それぞれ20分

電車をご利用の方

■JR宇都宮線宝積寺駅よりタクシーで5分 (宇都宮駅から2つ目です)

フクラブ(栃木県民ゴルフ場)

〒329-1233栃木県塩谷郡高根沢町大字宝積寺字上川原828 Fel.028-675-7222 Fax.028-675-7213

プレーの耐々月の初日からお受けいたします。
 一部 お電話でのご予約>> 028-675-7222 高級
 コネットでのご予約>> http://www.tochigikenmingc.com







Tochimaru Golf Club



令和5年度 栃木県民ゴルフ場設定料金

【期間/令和5年4月1日~ 令和6年3月31日】

肥夫徒叫	プレー	並	日	土・目	•祝日	備考
販売種別	スタイル	一般	友の会	一般	友の会	畑 石
1ラウンド	昼食付	5,850	4,850	9,850	7,850	・状況により割引料金の設定有
17921	スループ・レー	5,350	4,350	9,350	7,350	
シニア	昼食付	5,350	4,350			・状況により割引料金の設定有
&レディース	スループ・レー	4,850	3,850			・祝日を除く月・水・木・金曜日に実施
スルーデー	昼食付		設定	なし		•祝日を除く火曜日
<i>></i> /, <i>v</i>	スループ・レー	5,350	4,350			・原則レストランは休業
ジュニア	昼食別	720	720	720	720	・18歳未満、但し保護者同伴プレーが条件
カレッジ	昼食付	3,900	2,930	5,560	4,810	・大学生(25歳以下)と18歳以上の大学生
2000	スループ・レー	3,400	2,930	5,060	4,310	
ハーフプレー	昼食付		設定	なし		・予約状況にて、設定なしの場合あり
,, ,,, ,	スループ・レー	3,000	3,000	4,860	4,000	・スタート時間に制限有(8:00~14:00頃)
早朝プレー	0.5R	3,000	3,000	4,860	4,000	·受付時間 4:45~6:30 予約制
十朝ノレ	1.0R	4,500	3,500	7,000	6,500	
追加料金	2B割増	1,100	550	2,200	1,100	・状況により設定なしの場合あり
MEWHAT 72	0.5R	1,100	1,100	2,200	2,200	

※この料金表はベースの金額であり、季節により割引料金を設定

栃木県民ゴルフ場利用状況調書

令和元年度

× - 0/11.													
	4月	5月	任9	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
利用者数(人)	3,256	4,117	3,029	2,885	3,354	3,218	2,781	3,361	3,316	2,362	2,696	2,614	
日士	1,646	1,832	1,445	1,457	1,646	1,330	1,613					1,340	
休日				1,428	1,708	1,888	1,168					1,274	
男性	,	3,530	2,576	2,489	2,895	2,812	2,442	2,933	2,891	2,016	2,332	2,281	31,991
女性		587	453	396	459	406	339					333	
65歳以上	1,354	1,603	1,354 1,603 1,231 1,209	1,209	1,169	1,159	1,214	1,453	1,410	870		1,169	
18歲未満	42	51	11	11	24	35	7	6	15	13		13	239

令和2年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	盂
利用者数(人)	1,270	1,924	2,576	2,512	3,385	2,846	3,090	3,732	3,293	2,218	2,461	2,619	31,926
日 十	700	1,046			1,622	1,250	1,836	1,989	1,708	1,013	1,056	1,689	16,578
休日	270		1,019		1,763	1,596	1,254	1,743	1,585	1,205	1,405	930	15,348
男性	1,107	1,631		2,149	2,981	2,435	2,630	3,172	2,868		2,122	2,255	27,460
女性	163	293			404	411	460	260	425	346	339	364	4,466
65歳以上	619	845	1,206	874	890	924	1,259	1,448	1,206	788	1,036	1,252	12,347
18歳未満	18	13		8	43	12	16	28	9	32	24	13	225

令和3年度

		4月	台3	日9	1月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
利	用者数(人)	3,238	3,692	3,047	2,945	3,042	3,472	3,857	3,627	3,356	2,562	1,918	2,993	37,749
	日本	2,019					1,975	2,063	2,014	1,737	1,201		1,528	20,073
	休日	1,219	2,109	1,154		1,282	1,497	1,794		1,619	1,361	1,417	1,424	18,120
	男性	2,791	3,125	2,622	2,569	2,675	2,893	3,258	,	2,869	2,174		2,518	32,614
	女性	447	267	425	376	367	579	599	558	487	388		434	5,579
	65歳以上	1,396	1,272	1,306	121	1,098	1,574	1,477	1,481	1,331	947	932	1,294	14,859
	18歳未満	27		40		62	21	18	5	18	23	15	22	361

友の会年度別有効会員数

-R3年度 **──**R2年度 -*-R1年度

友の会年度別有効会員数

有効会員数(人)

──—系列1

〇 月別入会 更新者数

			-		-			-			-	-	-	
E度	累計	134	320	439	573	694	820	938	1,077	1,216	1,320	1,427	1,518	
R1年度	担目	134	186	119	134	121	126	118	139	139	104	101	16	1,518
		4月	6月	6月	1月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	掃

_														
陸	無計	64	135	282	372	483	211	202	838	948	1,036	1,155	1,267	
R2年度	月計	64	71	147	06	111	94	128	133	110	88	119	112	1,267
		4月	旨9	任9	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計

			*											4 }
	, 1	1,700	•	009,1	-	000.	1 400	<u>}</u>	1 300		1.200		1,100	
‡ 茂	累計	101	201	278	367	454	558	680	795	905	990	1,081	1,213	
K3年度	月計	101	100	77	88	87	104	122	115	107	88	91	132	1,213
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計

3月

2月

豆

12月

1 H

10月

9月

8月

7月

€9

5月

		Т		Т			\top		_			Т	
													R4.1
													R3.10
								S					R3.7
							<					4	R3.4
数													R3.1
友の会有効会員数							1						R2.10 R3.1
- 徐 - 李													R2.7
女の												4	R2.4
													R2.1
数(人)													R1.10 R2.1
有効会員数(人)													R1.7
			<u> </u>				_					_	R1.4
000	1,800	1,700		1,600	1	т, эоо	1,400		1,300	1 200	1,100	1,100	
	1,395	1,424	1,354	1,353	1,329	1,339	1,333	1,315	1,312	1,312	1,284	1,304	者数を

数
皿
414
厺
衎
洒
匹
_
곮
麼
枡
0

4		1,626	R2年3月末現在
4		1,598	R2年2月末現在
Ь		1,577	R2年1月末現在
R		1,596	R1年12月末現在
R	_	1,588	R1年11月末現在
Я	_	1,609	R1年10月末現在
4		1,621	R1年9月末現在
4	_	1,615	R1年8月末現在
4	_	1,624	R1年7月末現在
4	_	1,650	R1年6月末現在
4	_	1,672	R1年5月末現在
4	_	1,631	R1年4月末現在

R3年4月末現在	R3年5月末現在	R3年6月末現在	R3年7月末現在	R3年8月末現在	R3年9月末現在	R3年10月末現在	R3年11月末現在	R3年12月末現在	R4年1月末現在	R4年2月末現在	R4年3月末現在
1,582	1,519	1,480	1,451	1,428	1,401	1,403	1,418	1,389	1,338	1,353	1,358
			,			,					,
R2年4月末現在	R2年5月末現在	R2年6月末現在	R2年7月末現在	R2年8月末現在	R2年9月末現在	R2年10月末現在	R2年11月末現在	R2年12月末現在	R3年1月末現在	R3年2月末現在	R3年3月末現在

	_
※ 友の会会員の有効期間が1年間であるため、有効会員数については、前月末の有効会員数に当月加入者数を	7,71,75,
が1年間であるた	数を減に、算出している。
友の会会員の有効期間	加え、前年前月の加入者数を減し
×	早

栃木県民ゴルフ場に設置する防犯カメラ等の運用に関する要領

栃木県民ゴルフ場に設置する防犯カメラ等の運用に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、栃木県が栃木県民ゴルフ場に設置し、又は管理する防犯カメラ 等の設置及び運用に関して、県民等がみだりにその容貌等を撮影されない自由を有 することに配慮し、個人情報の適正な取扱いを確保するための基本的事項を定める ことにより、その適正な運用を図ることを目的とする。

(用語の定義)

- 第2条 この要領において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 「防犯カメラ等」 県が栃木県民ゴルフ場において施設及び設備等の適正管理の目的のために特定の場所に継続して設置する画像撮影装置をいう。
 - (2) 「個人情報画像」 防犯カメラ等により撮影又は記録された画像のうち、当該画像から特定個人を識別できるものをいう。

(管理責任者の責務)

- 第3条 防犯カメラ等による個人情報画像の適正な取り扱いを確保するために、企業局 経営企画課長を防犯カメラ等管理責任者(以下「管理責任者」という。)とする。
- 2 管理責任者は、この要領に基づいて防犯カメラ等の適正な運用を図らなければならない。
- 3 管理責任者は、防犯カメラ等、画像表示装置、画像記録装置及び画像の記録媒体について、操作又は取扱いを行う者(以下「操作取扱者」という。)を指定するとともに、操作取扱者以外の者による操作を禁止するものとする。

(防犯カメラ等の撮影区域等)

- 第4条 防犯カメラ等の設置及び運用にあたっては、設置場所及び撮影区域が必要最小限の範囲となるよう配慮するものとする。
- 2 防犯カメラ等の設置目的がなくなったときは、速やかに防犯カメラ等を撤去しなければならない。

(画像表示装置等の設置場所)

第5条 画像表示装置、画像記録装置及び記録媒体は、施錠ができる室内の外部から見通せない場所に設置し、操作取扱者が不在となるときは必ず施錠するものとする。

(設置の明示)

- 第6条 管理責任者は、撮影対象区域内外の見やすい場所に、次に定める事項を容易に 視認できる方法により表示するものとする。
 - (1) 防犯カメラ等による撮影を実施している旨
 - (2) 管理責任者及び連絡先

(画像の保存と消去)

- 第7条 防犯カメラ等により撮影された画像を記録する場合には、個人情報画像の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他適正な管理のために次の措置を講じるものとする。
 - (1) 画像の保存期間は1か月以内とする。ただし、犯罪捜査に協力するときその他管理責任者が必要と認めるときは、その目的達成のために必要な範囲内で保存期間を延長することができる。
 - (2) 保存期間を経過した画像は確実かつ速やかに消去する。
 - (3) 管理責任者及び操作取扱者は、画像の記録媒体を保管場所から持ち出してはならない。

(記録媒体の廃棄)

第8条 記録媒体を廃棄するときは、情報が読み取られることのないよう、破砕、裁断 等の処理を行う。

(画像の利用及び提供の制限)

- 第9条 個人情報画像は、次に定める場合を除き、利用目的以外の目的に利用し、又は 第三者に提供してはならない。
 - (1) 画像から識別される特定の個人の同意があるとき
 - (2) 法令等に基づくとき
 - (3) 個人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき
 - (4) 捜査機関から犯罪捜査の目的による要請を受けたとき

(苦情の処理)

第 10 条 管理責任者は、防犯カメラ等による個人情報画像の取扱いに関して苦情があったときは、誠実かつ迅速な処理に努めなければならない。

(委託等に伴う措置)

第11条 知事は、防犯カメラ等の設置又は運用の業務を委託(地方自治法第244条の2 第3項に規定する指定管理者に公の施設の管理を行わせることを含む。以下同じ。) する場合は、契約書等に受託者がこの要領に準じて遵守すべき事項等を明記する等の 必要な措置を講ずるものとする。

(守秘義務)

第12条 管理責任者、操作取扱者その他防犯カメラ等により個人情報を知り得た者は、 その情報を正当な理由なく他に漏らしてはならない。